

これが「企業の労働110番」です



河村つぐみ 社会保険労務士事務所 所長
名北労働基準協会 専門員

社会保険労務士 河村 亜実

健康保険法改正点について

「はい、こちら企業の労働110番です」。
電話は、新型コロナウイルスに感染した従業員さんに対し、傷病手当金がもらえるかどうかのご相談でした。最近では、傷病手当金が

新型コロナウイルス患者に対し活用されることが多いですが、従来は、仕事と治療の両立にがん患者等にもよく活用されてきました。この度、この傷病手当金が2022年1月より改正されること

となりました。

この改正内容は、傷病手当金の支給期間「1年6カ月」の考え方についてです。傷病手当金は、労務に服することが出来ない期間、会社を休み収入が少なくなっ

てしまう従業員への生活保障を目的としています。現状、健康保険法では、同一の疾病・負傷に対して初めて支給が開始された日から起算して1年6カ月を超えない期間、つまり暦日数において労務に服することが出来ない間最大1年6カ月

間支給されています。この現状の制度の問題点は、長期にわたって病気と闘っているがん患者のような労働者の就労をサポートすることが出来ないという点です。がん患者は仕

事との両立をはかっていくうえで、入退院を繰り返し行っていくことが想定されます。現制度において、この入退院が繰り返し発生した場合、傷病手当金の支給期間（暦日数最大1年6カ月）はあつという間に経過してしまい、その後の不就労期間に対しての金銭的なサポートはなく、結果、復



職することすら不可能な状況を創り出してしまいます。また、復職後再度入院が必要になったとしても、1年6カ月の期間を超過している場合、残念ながら再度傷病手当金を活用することはできません。（一つの病気にに対して、申請は1回までです）
そこで、2022年1月

よりスタートする制度は、既に共済組合において施行されていますが、傷病手当金の支給期間を延長して合計1年6カ月に至るまで支給が行われるという制度です。この制度がスタートすること、がん患者のような入退院を繰り返し行っている従業員が、復職後も再度傷病手当金を活用しやすくなることで、辞めることなく仕事を続けやすい環境づくりをサポートしてくれそうです。

今回は、傷病手当金の改正をメインにご説明しましたが、この後2022年10月には今から取り組んでいかなければならない大きな改正があります。それは、パートさん（短時間労働者）に対する社会保険適用の更なる拡大です。5年前にも同じような話題で、大手企業が対応に追われていましたが、来秋には、社会保険加入者が常時100人を超えるような事業所も対象となり、社会保険の適用対象となる短時間労働者の要件につい

ても、現状の①労働時間、②賃金は維持しつつも、③勤務期間については「継続して2か月を超えて使用される見込みがある者」（現状は、傍線部が1年以上）となり、社会保険加入の対象者がさらに広がります。パートさんの働き方も変わっていくことと思われれます。今後、こういった改正や時代背景の変化に対応できる、多種多様な働き方ができる体制を、時間をかけて整えていく必要がありますね。

当協会では、令和3年11月より社会保険労務士受験対策講座が始まります。正しい労務管理の知識は、職場以外にもさまざまな場面で役に立ちます。まずは11月の基礎学習講座から。詳しくは、ホームページもしくは、当協会総合受付（☎052-961-1666）までお問い合わせください。

イラスト・木村武司

